

令和5年度第1回船橋市空家等対策協議会会議録

(令和5年9月5日作成)

1 開催日時

令和5年7月26日(水曜日) 午前10時00分～午前11時15分

2 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

3 出席者

- (1) 委員 松戸会長、寺木職務代理、薄井委員、大石委員、岡田委員、大矢委員、星野委員、林委員、皆川委員、中平委員、早川委員、木村委員、丹野委員
- (2) 事務局 蕨市民安全推進課長、木内課長補佐、三橋市民防犯係長、木村副主査、吉野主任主事、森本主任主事

4 欠席者

なし

5 議題(すべて公開)

報告

- (1) 特定空家等の認定に向けた取組について
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について

議事

- (1) 令和4年度「船橋市空家等対策計画」基本方針ごとの具体的な取組状況報告書(案)について

6 傍聴者数

0人

7 協議・決定事項

- (1) 特定空家等の認定に向けたスケジュール等について、事務局より報告を行いました。

- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について、事務局より報告を行いました。
- (3) 基本方針ごとの具体的な取組状況報告書（案）の形式について、事務局の提案どおり了承されました。
- (4) 令和4年度 基本方針ごとの具体的な取組状況報告書への協議会の意見については、協議内容を事務局にてとりまとめ後日確認を行うことと決定しました。

8 議事

(1) 会長挨拶

○松戸会長

おはようございます。本日は大変暑い日となりましたけれども、お忙しい中、空家等対策協議会へご出席いただきありがとうございます。また、日頃より、皆様方には、この空家に関することをはじめといたしまして、市政の様々な分野に置きまして、ご支援ご協力をいただいておりますことを、この場を借りて御礼申し上げます。

船橋市の現在の状況でございますけれども、人口が64万7千人を超えました。鳥取県全体の人口が54万人弱ですので、鳥取県全体より10万人多い方が、この船橋市の狭いエリアの中で生活されていることとなります。

今年に入ってから、船橋市を本拠地とするラグビーチームクボタスピアーズがリーグで優勝したり、千葉ジェッツふなばしが天皇杯を取ったりだとか、いろいろと活力のある状況でございますけれども、その一方で、今高齢化が確実に進んでおります。高齢化率そのものは、24%ほどで、全国平均よりも低い状況にありますが、絶対数として、高齢者の方が非常に多く生活しております。

特に市として懸念されることとしては、独居の高齢者が4万2千人いらっしゃいまして、また独居でなくとも高齢者だけの世帯が3万2千世帯、併せると高齢者だけで生活されている方が10万人いらっしゃるということでございます。そういった中で、今空家についても顕在化してきておりまして、全国的にも同様の傾向であります。

本日は自治会連合協議会の早川会長が新たに委員に就任していただきましたけれども、各町会自治会でも、それぞれの地域においての空家の存在というものが、地域の環境の中では大きな課題となっております。私としては、令和3年11月にこの空家等対策計画を策定いたしまして、今それに基づいて事業を進めているところで、今日も報告をさせていただきますけれども、今後に向けては、今空家法の改正もあり、いろいろな変化がある中で、こういった形で今後の船橋の空家問題に対して向き合っていくかということについては、非常に大きな局面を迎えているという風に考えております。

いろいろと空家の権利関係が錯綜していたり、また最近では親族の方とお付き合いをしていない高齢者の方がいらっしゃって、福祉関係の話となりますけれども、お亡くなりになった後で、その対応をどうするのかというときに、親族の方みんなが自分には関係ない

とおっしゃるようなケースもございます。これがやはり、空家に置き換えていきますと、同じようなことが今後ますます多くなるのではないかなという風に考えております。そういった意味で、空家を含めた地域の環境、まちの環境をより良くしていくためには、こういった状況を一つでも少なくしていくことが必要でありますし。特に特定空家については、行政としての判断も非常に厳しい状況でもありますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今日の報告及び議題について、委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただき、今後の空家問題に対する取り組みに生かしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(松戸会長、他の公務のため退場。以下、寺木職務代理が議長となる)

(2) 傍聴人に関する報告

事務局より、傍聴人が0名であることが報告された。

(3) 報告(1) 特定空家等の認定に向けた取組について

○寺木議長

それでは次第に従いまして、議題の報告(1)「特定空家等の認定に向けた取組について」に入らせていただきます。

特定空家等の認定につきましては、前回の協議会で「船橋市特定空家等認定基準」の策定について事務局から報告をいただいたところですが、当該認定基準に基づいて、特定空家の認定を進めていくことを検討しているとのことでありますので、取組の状況や進め方等について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

「特定空家等の認定に向けた取り組みについて」ご報告させていただきます。

空家対策については、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」いわゆる「空家法」が施行され、同法に基づいて対応しております。

簡単にご説明いたしますと、空家が管理不全の状態であると認められる場合、所有者等の特定を行い、適切な管理の依頼・情報提供を実施しております。

危険度や切迫性が極めて高い場合には、「特定空家」として認定することができ、認定した空家については、段階的に助言・指導、勧告、命令、最終的には代執行まで実施することができます。

また、勧告が実施された段階で固定資産税・都市計画税の住宅用地の特例から除外されることとなります。

本市において、「特定空家」の認定はまだ実施しておりませんが、特定空家の認定を進めていくことを検討しております。

しかしながら、個人の財産に対する公権力の行使でもあり、「突然認定されて不利益を被るといことがないように」とのご意見も前回の協議会であったことから、空家等対策協議会の協議事項ではございませんが、この場で進捗や進め方についてご報告させていただきます。

なお、特定空家の認定ありきではなく、所有者に丁寧に説明しても対応していただけない空家において、危険度や切迫性が極めて高く、そのままにしておくわけにはいかないと判断した場合に認定するものと考えており、まずは所有者と解決する方法について協議していくという姿勢は従来どおりで慎重に進めてきたいと考えております。

次に、特定空家等の認定に向けたスケジュールについてご説明させていただきます。お手元にある資料1の「特定空家等の認定に向けたスケジュール」をご覧ください。

昨年度の空家等対策協議会において、特定空家等認定基準（案）について報告させていただきましたが、令和4年9月に正式に特定空家等認定基準を策定いたしました。この認定基準に基づき、特定空家の候補について再調査、整理をいたしまして、現在16件の特定空家候補（案）があります。

本年5月に建築指導課、道路維持課、環境保全課など庁内関係各課による「特定空家等に対する措置等審査会」を開催いたしまして、今後のスケジュール及びその16件の特定空家候補（案）を提示して情報共有し、現在、関係各課による現地調査等の確認を実施しているところです。

今後の予定ですが、10月頃に第2回「特定空家等に対する措置等審査会」を開催して、特定空家候補を確定するとともに、対応の優先順位の設定を行いたいと考えております。

優先順位が高いものについて、関係各課と立ち入り調査を実施した後、第3回「特定空家等に対する措置等審査会」を開催して、特定空家として認定するか否かを審査したいと考えております。

特定空家に認定することとなった場合には、空家法第14条に基づき、助言・指導を実施していくこととなります。なお、特定空家認定後の助言・指導でも改善が見られな

い場合、次年度以降の「特定空家等に対する措置等審査会」において、勧告を実施するか諮っていくこととなります。

続きまして、現時点での特定空家候補の16件について説明させていただきます。

本協議会は個々の物件について、どう対処していくか、特定空家に認定するのか、などを協議、審査する場ではございませんので、あくまでも参考までにどういった物件が候補となっているのか、ご報告をさせていただくものとなります。

あくまでも個人の財産であり、本協議会は公開されるものでございますので、資料は、所在や個人の情報に関する事項が分からないように修正しており、16件の物件について詳細は明示できませんので、16件中どういったものが何件あるかといった「概要」という形で報告させていただきます。

資料2「特定空家等候補の概要」をご覧ください。現時点での特定空家候補としては、16件の物件があります。

建物の状態についてみると、「敷地の安全性が損なわれるおそれがあるもの」としては、16件中2件あります。

「屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがあるもの」としては、16件中15件で、1件は外観から評価できなかった物件となります。

「建物が倒壊等するおそれがあるもの」としては、16件中3件あります。

また、建築物の一部が落下した場合等、周辺にまで影響を及ぼす危険状態にあるものは、16件中6件となっております。

「生活環境上不適切なもの」としては、16件中11件あります。

続きまして、所有者等の状態でみると、

直近1年間で所有者等と連絡が取れている物件が5件、登記名義人が死亡している物件が5件、うち、相続人が10名以上の物件が3件、相続人となるものがないと思われるもの1件となっております。

16件中、建物等の損壊がはげしくなく、周辺への影響があまりない物件や、所有者等と連絡がとれて対応がなされている物件などの5件は、特定空家候補から外すことも検討しております。

以上が、16件の特定空家候補の概要説明となります。先にご説明いたしましたとおり、本協議会は個々の物件について、どう対処していくかを協議する場ではございませんので、あくまでも参考として報告させていただくものとなりますが、特定空家の認定に向けた取り組み、進め方について何かご意見があれば頂戴できればと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○寺木議長

ただ今の説明について、何か御意見や御質問はございますか。

○岡田委員

16件中5件が所有者等と連絡が取れているというご報告でしたが、どういった理由で管理されていないのか、聴取している内容をお聞かせいただけますか。

○事務局

相続等により共有状態になっていて、一部の共有者とは連絡が取れていてもほかの方と連絡がつかなかったり、また、共有者間で争いがあったりといったものが多く、不動産の流通に乗せるところまでいかないといった事例が多いです。

○寺木議長

外観などの客観的な基準に基づいて調査したところ特定空家等に該当しうるが、所有者等と連絡が取れたから候補から外し、優先順位を下げるということですね。

ほかにないようでしたら、次の議題に進めたいと思います。

(4) 報告(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について

○寺木議長

協議事項ではございませんが、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました。詳細についてまだ国から明示されていない部分も多いですが、本協議会とのかかわりも大きいので、現時点でわかっていることなどについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）の改正についてご説明いたします。

資料3 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(国土交通省住宅局)をご覧ください。内容について、抜粋して簡単にご説明いたします。

国土交通省では、空家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家の除却等」の3本柱で対応を強化しております。

「活用の拡大」について、2ページをご覧ください。(1) 空家活用の重点的实施 と

して、「空家等活用促進区域」を創設し、用途変更や建替え等を促進するとしております。

(2) 所有者不在の空家の処分として、所有者に代わって処分を行う財産管理人の選任を市区町村が裁判所に請求できます。

(3) 自治体や所有者等へのサポート体制として、空家等管理活用支援法人が創設され、NPO法人や社団法人等を市区町村が指定できるようになります。

続きまして、「管理の確保」について、3ページをご覧ください。

(1) 特定空家化の未然防止として、放置すれば特定空家となるおそれのある空家「管理不全空家」に対し、市区町村が指導・勧告できるようになります。また、勧告された空家は固定資産税の住宅用地の特例が解除されます。

(2) 管理不全建物管理制度の活用として、所有者に代わって建物管理を行う「管理不全建物管理人」の選任を市区町村が裁判所に請求できます。

(3) 所有者把握の円滑化として、電力会社等にある所有者情報を市区町村が提供要請できます。

続きまして、「特定空家の除却等」について、4ページをご覧ください。

(1) 代執行の円滑化として、緊急代執行ができるようになります。

(2) 相続放棄、所有者不明・不在の空家の対応として、市区町村が裁判所に「財産管理人」の請求ができます。

(3) 状態の把握として、所有者への報告徴収権が市区町村に付与されます。

以上が、国土交通省住宅局から配布されている資料の内容となります。

当該法改正をうけて、市がどのような動きになるのかなどは、まだ国から詳細が明示されていないため、この場でご説明することはできませんが、情報が入り次第、協議会委員の皆様にも情報を提供していきたいと思っております。

事務局からの説明は以上となります。

○寺木議長

まだ詳細な情報は来ていないようですが、皆様の方でご存じのこと、あるいは気になったことなどありましたら、意見交換できればと思っておりますがいかがでしょうか。

私からよろしいですか、県で説明会が今月の下旬にあるという話を別の自治体さんから聞いたのですが、もう行ったのですか？

○事務局

今後説明会が開催されるとは聞いていますが、具体的な日程はまだ連絡は来ていませ

ん。

○寺木議長

基本的には、改正法の運用について近隣の自治体と足並みをそろえる必要がありますよね。そうすると、やはりまず国の方針が示され、次に県の方針が示されないと市としての運用方針も定まらないという状況ではないかと思うのですが、その認識でよいでしょうか。

○事務局

基本的にはそのように考えていますが、同じ県内でも都市部と地方部では若干事情が異なる部分もあります。先ほども報告させていただきましたが、船橋で管理不全として問題になる空家は、市場で買い手が見つからないのではなく、流通に乗せる手前の相続だとかの権利の問題が生じているところが多くございます。当然他の自治体と足並みをそろえさせていただきますが、対応というのは若干違ってくるのではないかと思います。

先ほど固定資産税等の話をさせていただきましたが、相続で揉めていらっしやって、固定資産税等は相続人の誰か一人がきちんと納めている、その方としては何とかしたいのにほかの相続人と協議がつかずに手を出せないのに、管理不全空家や特定空家として勧告を受け、住宅用地特例が解除されて税額が上がってしまう、そのような事態は私どもとしても本意ではございませんので、そこは丁寧に対応していかなきゃいけないと考えております。

ご指摘のとおり他自治体と足並みはそろえていきたいと考えておりますが、実際に個々の事例に落とし込んでいく際には、若干温度差が出てくる場合もあるのではないかと考えております。

○寺木議長

よろしいでしょうか。では次に進みたいと思います。

(5) 議題(1) 令和4年度「船橋市空家等対策計画」基本方針ごとの具体的な取組状況報告書(案)について

○寺木議長

令和3年度から開始した現在の「船橋市空家等対策計画」においては、計画の実効性を確保するため、毎年度、基本方針の具体的な取組状況について点検を行い、施策の有効性、効率性などの検証及び評価を行うこととなっております。

昨年度、本協議会で行いました令和3年度の評価は、協議会の皆様に個々の取組状況の評価いただくという形で市よりご提案がありましたが、協議会の限られた時間の中で正確な評価を下すのは難しいことから、個々の取組状況は市で評価し、協議会からのご意見を記載するという形で取りまとめたところです。

今回も同様の形式で、令和4年度の取組状況報告書の案を作成したとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

令和4年度 船橋市空家等対策計画の取組状況報告書の評価についてご説明いたします。資料4「令和4年度 船橋市空家等対策計画 基本方針ごとの具体的な取組状況報告書（案）」をご覧ください。

個々の取組状況について市で評価して、令和4年度の取組状況報告書の案を作成いたしました。協議会委員の皆様には事前に配布しておりますので、この場では、3ページ「令和4年度の取組についての主要な成果と令和5年度以降の課題」についてのみ、簡単に説明させていただきます。

様々な取組の中、主要なものとしてあげますと、1-3空家等にさせないための啓発活動の実施・強化として、窓口でのパンフレット等の配架やエンディングノートの配布など、空家にしないための意識啓発を行いました。また、京成電鉄株式会社主催の「お家の相続と空家予防・活用セミナー」を後援しました。

2-2所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援として、庁内関係部署への橋渡しや、相談内容に応じて関連事業者や専門家団体を紹介するなど、所有者等への適切な管理を促しました。

2-1-1空家等管理事業者の紹介として、家財整理・遺品整理に対応可能な一般廃棄物収集運搬許可業者の一覧を公開しました。

また、令和5年度の取組なので記載しておりませんが、直近では、東京ベイ信用金庫と空家等対策に関する協定を締結して、船橋市内に空家を所有する方に対して、空家解体ローンの適用金利の引き下げを行っていただきました。

「令和5年度以降の課題」としては、先ほど報告させていただきましたが、特定空家の認定を進めていきたいと考えております。

主要な取組や課題の説明は以上となりますが、今後もこのような形式で、個々の取組状況は市で評価して、事前に協議会委員の皆様に取り組状況報告書の案を見ていただき、何かご意見があれば頂戴して、取りまとめたうえで報告書（P2）に記載するという形でよいか、協議いただきたいと思います。

また、報告書の内容につきまして、ご意見があれば頂戴いただきたいと思います。なお、事前にいただいておりますご意見等につきましては、一覧表に取りまとめております。

事務局からの説明は以上となります。

○寺木議長

議事としては2点ですね。報告書の形式をどうするかということと、令和4年度の報告書の内容についての意見との2点です。

まず一点目、報告書の形式について、協議会としては個別の評価はせず、全体についてコメントを付すという事務局の提案について、ご意見ご質問ございましたらどうぞ。

○大石委員

方向について賛成なのですけれども、意見の記載の方法について、出てきた意見を全部列挙するのか、あるいは絞り込むならどのように絞るのかなども今日決めるのでしょうか。

○事務局

この場でまとめ上げるのは難しいと思いますので、後日事務局でまとめて、寺木議長とご相談の上で委員の皆様にご掲示したいと考えております。

○大石委員

その方向でよいと思います。

○寺木議長

今年度の会議は今回のみとのことですから、メールなどで各委員に送って、それでチェックしていただくという形ですね。

ほかにいかがでしょうか。それでは、報告書の形式として、協議会からの全体への意見としてまとめて記載する、その内容については、本日交わした意見を事務局でまとめたものを後日確認するという事で決定し、次に進みたいと思います。

それでは個別の内容につきまして、ご意見等お願いします。

○皆川委員

空家問題の相談窓口というのはどのようになっているのでしょうか。

○事務局

窓口を市民安全推進課に設けておまして、内容についてお伺いしながら、例えば相続手続きであれば司法書士会へつないだり、売却をご希望であれば宅地建物取引業協会へつないだりと、連携を行っているところです。

○寺木議長

また議長の私からですみませんが、先ほど報告のあった特定空家等の認定に向けた取組について、これは6ページの取組2-7に該当すると思いますが、認定基準も策定し

て、今年度に入って進んだ部分もあると思いますが、候補として16件調査を行ったという状況で、そんなに進んでいないわけではないと思うのですが、評価がBとなっているのは、まだ取組として不足であるということでしょうか。

○事務局

基準を定めて、候補の整理等進めてはございますが、まだ特定空家として認定するかしないかの判断まで至っておりませんので、B評価とさせていただきました。

○寺木議長

ほかにいかがでしょうか。

○星野委員

各取組それぞれ評価がなされているのですが、それぞれどうしてBなのか、Cなのかという点で、全部の説明は時間的に難しいと思いますが、取組の目標と、今後具体的にどうしていくのかということを示していただけるといいと思います。今の寺木議長のお話でも、どうしてB評価なのか、今後どう進めていき、どうなったらA評価となるのかということがちょっとわかりづらくなっているのではないかなどちょっと思っています。

○寺木議長

全部説明させるには時間がないので、すみませんが私の方で絞らせていただきます。優先となっていてA評価でない取組はないようですので、C評価の1-9住宅確保要配慮者への居住支援 について、お願いします。

○事務局

当課の事業ではないため目標というところまですぐお答えはできないのですが、Cの評価となったことについては、前年度24件あったところ令和4年度は17件と減ってしまったということで、C評価としたと聞いております。今後の目標等どのように考えているかについては、所管に後日確認してからご連絡したいと思います。

○寺木議長

コメントを見ると相談員の不足により支援を行うことができなかったとありますが、もっと多くの件数を達成できる可能性があったのにそこまで届かなかった、そういうことでしょうか。

○木村委員（建築部長）

この取組は、居住支援協議会が行っておりまして、これは船橋市社会福祉協議会が事務局で、住宅政策課も協力して、高齢者に代表される住宅要配慮者の方と不動産会社の

橋渡しをする事業なのですけれど、本来の成約目標に対して新型コロナ感染症の関係で相談者自体が減ってしまっていて、また令和5年度から回復基調にあると報告をいただいています。この令和4年度も決して成約件数がなかったわけではないので、このC評価となっていることは多少違和感があると正直感じています。事前に見落としとしてこの場でのお伝えとなってしまい申し訳ないですが。

Cという評価について、社会福祉協議会がそのように回答したということですが、再考する余地があるのではないかと考えています。

○寺木議長

よろしいでしょうか。では他にございますか。

○薄井委員

取組の内容ではないのですが、2ページ目の取組に対する評価基準及び結果のところ、取組ベースで集計するのか項目ベースで集計するのかをはっきりさせたいと思っております。取組ベースだとやはり重複があるので、項目数として記載した方が適切かなと思います。

○事務局

その内容で表記を修正します。

○大石委員

評価基準の話が出たので改めて見ますと、B評価となっている 1-1-1 木造住宅の耐震診断費用の助成、1-1-2 木造住宅の耐震改修費用の助成、1-1-3 危険コンクリートブロック塀等の撤去費用の助成、1-1-4 市民参加のまちづくり支援事業については、おそらく令和3年度の実績より少ないということからB評価としたのかなと思うのですが、そうすると2-2 所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援などは前年度より減っているけれども評価はAとなっています。

別にそれがおかしいというわけではないのですが、どうして2-2はA評価となったのかについて教えてください。

○事務局

この2-2 所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援については、市の方が積極的に働きかけているものではなく、あくまで所有者等に相談に来ていただくというもので、その相談に対して適切に対応できているということでの評価となっております。

○寺木議長

今のお話ですと、1-9の評価がCであったことに相談員の不足とコメントがついて

いるように、この2-2も件数は減っていても来た相談についてはすべて対応できているというようなコメントを付ければわかりやすいと思うのですが、可能でしょうか。

○事務局

相談体制を整え、いただいた相談に対して適切に対応を行ったというようなコメントを記載させていただきたいと思います。

○林委員

1-3空家等にさせないための啓発活動の実施・強化について、京成電鉄株式会社主催の「お家の相続と空き家予防・活用セミナー」を後援したとありますが、どのような内容だったのでしょうか。

○事務局

さきほど相続がまとまらずなかなか空家が解消されないという話をさせていただきましたが、所有者がお元気なうちにご自宅を将来どうするかといったことについて、京成電鉄株式会社より沿線活性化の一環として提案があり、後援させていただきました。

内容としましては、空家化の予防ということで、家族信託といいまして、事前にご家族と不動産等について信託契約を結ぶことで、万一認知症などで判断能力が低下しても、財産を処分できなくなるということを防ぐ制度についての説明などを行いました。

○星野委員

1-2業界団体など外部団体との空家化予防に対する連携体制の整備・強化と、2-9外部団体との管理不全の空家等を防止するための連携体制の整備・強化について、それぞれ評価がBとAになっているのですが、どちらも業界団体との連携の整備・強化となっていますが、この評価の違いは何なのでしょう。

○事務局

1-2は空家化予防のための取組、2-9は空家の適正管理の推進のための取組となっております、「実家が空家となってしまった」というような相談であれば連携する団体をご案内するなどやっているのですが、ご存命のうちから自宅についてどうするかといった空家化を予防する観点では、まだ十分にご案内ができていない部分もあるため、1-2についてはBという評価にさせていただきました。

○寺木議長

予防と防止で観点が異なっているということですね。ほかにいかがでしょうか。

○皆川委員

2-3近隣住民等からの情報収集・相談受付では361件の相談がありますが、2-

9 外部団体との管理不全の空家等を防止するための連携体制の整備・強化で、各団体に相談した件数は約50件と、ちょっと少ないように感じました。相続問題などが多いのであれば、弁護士にどんどん入ってもらえるなどすればもっと解決できるのではないかなと。

○事務局

2-3につきましては、空家の所有者ではなく近隣住民の方からの、管理されていない空家についての相談となります。近隣の方から相談を受け、所有者と連絡を取って話をしたときに、例えば樹木の剪定を頼めるところがわからないといったお話があった際に紹介したり、相談を受けたりした件数が2-9となっております。

○皆川委員

近隣からクレームがあったらその所有者に連絡をしているのですか。

○事務局

はい。登記上の名義人の方、もし名義人の方が亡くなっている場合は固定資産税等の納税通知書の送付先となっている方、それも判明しない場合は戸籍で相続人を調査して連絡しています。少し話がそれるのですが、相続も時間が経つとどんどん広がってしまい、その調査に苦勞しているところもあるので、相続が発生する前にきちんと対応いただけるよう、いろいろと取り組んでいけたらと考えております。

○寺木議長

ほかにいかがでしょうか。もうご意見等ないようでしたら、いただいたご意見を事務局でまとめて、また各委員に見ていただくということでよろしいですね。

では次の議題に進みたいと思います。

(6)その他（早川委員より、地域の実情について）

早川委員より、地域における空家の実情について話があった。

○早川委員

・樹木が繁茂して道路をふさいでしまうというようなものについて、市とも相談して、町会自治会として何か伐採などできないかと話をするが、なかなか実現できない。個人所有の住宅地なので樹木でも勝手に切ることはできないということで、こういった問題がいろいろな地域から報告が上がってきている。

・空家をリフォームして、グループホームにするというものが近年だんだん増えてきている。

空家の利活用の一環として理解はするが、業者が市へ申請すると、認可が下りて、すぐリフォームしてグループホームが開園する。グループホームが増えていくという現状に対して、地域住民への説明会の開催とかをお願いできないかというのが、地域として切実な要望となっている。

(7)市民生活部長あいさつ

○事務局

本日は委員の皆様よりたくさんの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見を参考に、今後の空家等対策を進めていきたいと思えます。

さて、船橋市空家等対策協議会につきましては、今回の開催が皆様の任期中の最後の開催となります。市民生活部長より一言申し上げたく存じます。

○丹野委員（市民生活部長）

本日はお忙しい中、また大変お暑い中、空家等対策協議会にご参加、ご協議いただきまして、どうもありがとうございました。昨年度と本年度で計2回の開催ではあったのですが、様々な立場からいろいろなご意見をいただきまして、今後の事業に生かしていきたいと考えております。

空家等対策計画も今年度で3年目となり、あと2年で計画期間の半分である5年を経過します。来年度からはこれまで協議会でいただいたご意見や法改正の状況、また本市の状況なども踏まえて見直しをしていくかという検討に入っていく時期であると考えております。

年末には皆様の所属団体の方に、次期の委員の方のご推薦をお願いすることになると思えますので、どうぞよろしく願いいたします。2年間どうもありがとうございました。

(8)閉会

9 資料

- (1) 令和5年度特定空家等の認定に向けたスケジュール
- (2) 特定空家等候補の概要
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(国土交通省住宅局)
- (4) 令和4年度「船橋市空家等対策計画」基本方針ごとの具体的な取組状況報告書(案)

10 問い合わせ先

市民生活部市民安全推進課市民防犯係
電話 047-436-3110